

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課施設管理室

目 次

- 1 国立障害者リハビリテーションセンター等の運営等について・・・・・・・・・・ 1

- 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について・・・・・・・・ 12

- 参考資料

 - 1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要・・・・・・・・・・ 15

 - 2 平成21年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画(案)
 - (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 秩父学園附属保護指導職員養成所・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)・・・・・・・・ 22
 - (4) 心身障害児総合医療療育センター・・・・・・・・・・ 24

 - 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の
出身市区町村一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

1 国立障害者リハビリテーションセンター等の運営等について

(1) 国立障害者リハビリテーションセンターについて

国立更生援護施設は本年度より全国8か所にある各施設の組織を国立障害者リハビリテーションセンターとして一元化し、わが国の障害者リハビリテーションの中核的施設として、

- ・医療から職業訓練まで一貫した体系下での総合的リハビリテーション
- ・リハビリテーション技術の研究開発
- ・リハビリテーション関係専門職員の養成研修
- ・リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- ・リハビリテーションに関する国際協力

等を実施しており、以下の事業に取り組んでいる。

① 発達障害者の支援について

ア 発達障害情報センターの名称変更等

国立障害者リハビリテーションセンターに設置する「発達障害情報センター」では、ホームページ等による最新情報の提供に努めてきたところであるが、平成23年度から、これまでの情報収集・発信に加え、自立訓練や就労支援手法の開発、アセスメントの開発・普及などに取り組むこととし、名称を「発達障害情報センター」から「発達障害情報・支援センター」（仮称）に改め、発達障害者支援の普及・向上を推進することとしている。

イ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業

国立障害者リハビリテーションセンターは、同モデル事業を企画し、発達障害の診断を受けることなく青年期に達した者又は発達障害者として継続的な支援が必要な者に対する、就労移行支援のための地域完結型モデルを構築し、支援手法の開発を行ってきた。(平成20年度～平成22年度)

現在、同モデル事業で得た知見をもとに「障害者支援施設における就労を含む地域移行支援のポイント集」（仮称）を作成中であり、今後、同ポイント集について全国の発達障害者支援センター等へ配布することを予定している。

② 高次脳機能障害者の支援について

国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、来年度も引き続き、都道府県職員や地方支援拠点機関の支援コーディネーターを対象とした全国会議（23年7月・24年2月予定）の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を実施することとしている。

また、同センター内に新たに「高次脳機能障害情報・支援センター」（仮称）を設置し、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図ることとしている。

③ 「盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業」の実施について

平成22年度から2か年計画で、「盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業」を実施しており、現在、国立障害者リハビリテーションセンター、全国盲ろう者協会、東京都盲ろう者支援センターが協力して、盲ろう者が地域において基本的な生活ができるような訓練や支援提供体制の検証等を行っている。

平成23年度には、事業の総括を行い、事業報告書や盲ろう者支援のための訓練マニュアル等を作成し、都道府県及び関係団体等に公開することとしている。

④ 脳卒中リハ看護認定看護師養成研修コースの新設について

国立障害者リハビリテーションセンター学院は、社団法人日本看護協会が認定する「脳卒中リハ看護認定看護師教育機関」として、平成23年度から「脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程」を設置し、本年4月から学生募集を開始することとしている。（国立障害者リハビリテーションセンターのホームページに掲載予定）

（注）認定看護師とは、勤務医の負担を軽減し、安心で質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう特定の看護分野（全21分野）において、熟練した看護技術及び知識を用いて、水準の高い看護実践ができる者であり、看護の現場で「実践」、「指導」、「相談」の3つの役割を担うものである。

⑤ 国立障害者リハビリテーションセンターで提供している障害福祉サービス等について

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局では、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設を運営しており、以下の障害福祉サービスと障害児施設支援を提供している。

全国から利用可能であるので、関係機関への周知方よろしく願います。

ア 障害福祉サービス

- 就労移行支援
 - ・主に身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある職業リハセンターの職業訓練を受けることも可能）
【標準利用期間】：24ヶ月
【定員】：100名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
- 就労移行支援（養成施設）
 - ・視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練を実施
【養成期間】：中卒程度5年、高卒程度3年 ※毎年度4月開始
【定員】：170名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター

【養成期間】：高卒程度3年 ※毎年度4月開始
【定員】：100名
【実施施設】：函館視力障害センター（北海道函館市）
神戸視力障害センター（兵庫県神戸市）
福岡視力障害センター（福岡県福岡市）
- ※塩原視力障害センター（栃木県那須塩原市）は平成23年度より就労移行支援（養成施設）の新規利用の停止。（現利用者に対する訓練は継続）
- 自立訓練（機能訓練）
 - ・主に視覚障害者を対象として、生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練の実施
【標準利用期間】：18ヶ月
【定員】：10名
【実施施設】：函館視力障害センター、塩原視力障害センター
神戸視力障害センター、福岡視力障害センター
 - ・主に頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能訓練等を実施
【標準利用期間】：18ヶ月（頸髄損傷者による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者：36ヶ月）
【定員】：70名
【実施施設】：伊東重度障害者センター（静岡県伊東市）
別府重度障害者センター（大分県別府市）
- ※国立障害者リハビリテーションセンターでは、視覚障害者及び重度肢体不自由者両方の自立訓練（機能訓練）を実施（定員40名）
- 自立訓練（生活訓練）
 - ・主として高次脳機能障害者を対象に、生活能力向上の訓練や社会生活・対人技能の訓練、日常生活訓練等の実施
【標準利用期間】：24ヶ月
【定員】：20名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター
- 施設入所支援
 - ・宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施

イ 障害児施設支援

○ 知的障害児への支援 【定員：100名】

秩父学園は、重度の知的障害児、自閉症児、強度行動障害児等を入所させ、基本的な生活習慣の確立と情緒の安定を図るために、生活支援及びグループ活動、サークル活動、健康管理等の支援を実施している。

○ 外来診療及び通園療育指導

秩父学園では、在宅の知的障害児等を対象に、専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取り組み、一層の指導効果を図るため外来診療及び通園による療育指導を実施している。

○ 地域移行に向けた取組み

秩父学園では、重度の障害があっても地域の中で生活できるようにするため、特に成人に達している施設利用者について、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に地域生活への移行を進めているところである。

今後、具体的な地域移行に向けた調整時においては、施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であるため、格段のご協力をお願いする。

○ 障害者自立支援法等に係る改正法への対応

秩父学園は、平成24年4月から施行される児童福祉法の一部改正に適切に対応していく必要があるため、所要の準備を行っていくこととしている。

⑥ リハビリテーション関係専門職員及び知的障害関係職員等に対する研修の実施

学院では、リハビリテーション関係専門職員等の質の向上を図るため各種研修を実施することとしている。

また、秩父学園附属保護指導職員養成所においては、知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修を実施することとしているので、関係機関への周知方よろしく願います。

(参考資料：2 平成23年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画(案) (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院、(2) 秩父学園附属保護指導職員養成所を参照。)

(2) 国立障害者リハビリテーションセンターの施設の統廃合について

国立障害者リハビリテーションセンターは全国8か所で運営しているところであるが、外部有識者で構成する「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」の提言を受け、以下の施設を廃止し、その機能を埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに統合することとしている。

施設名	統廃合の時期
塩原視力障害センター	平成25年3月末
伊東重度障害者センター	平成26年3月末 (※)

(※) 統廃合に必要な施設整備の進捗状況により変更があり得る。

このため、塩原視力障害センターの就労移行支援（養成施設）（※1）については、平成23年度からの新規利用の受付は行わないこととしているので、利用希望等の相談があった場合には、同サービスを実施している他の国立施設（埼玉県所沢市、北海道函館市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市）の利用が可能であることを説明されるよう、関係機関への周知方よろしく願います。

なお、塩原視力障害センターの自立訓練（機能訓練）（※2）、視力障害に関する各種相談については、平成23年度においても引き続き実施することとしている。

※1：視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練。

※2：主に視覚障害者を対象として、生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センターは、国が「国際障害者年」の記念事業として位置付け、設置した身体障害者福祉センターであり、障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、以下の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、本センターを積極的にご利用いただけるよう、関係者等への周知方よろしく願います。

○ 相談事業

全国の障害者及びその家族等を対象に生活、就職、法律、年金、補装具、スポーツ・レクリエーション等に関する無料相談の実施（法律・年金相談：月1回第2水曜日）

○ 研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員、その他障害者福祉に携わる関係機関等の職員を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施（ホームページからの申込み可能。）

（参考資料：2 平成23年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画（案）（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）を参照。）

○ 情報提供事業

障害者の社会参加と自立の促進、福祉に携わる各関係者への啓発を目的に、障害者福祉の実務情報（行政情報、生活支援、スポーツ・レクリエーション等）に関する情報誌「戸山サンライズ」の発行。（ホームページよりバックナンバーの閲覧可能。）

【問い合わせ先】

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611（代表） FAX 03-3232-3621

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

【相談事業】 hirotta@abox3.so-net.ne.jp（相談専用）

【研修事業】 kensyu@abox3.so-net.ne.jp

【その他】 toyama@abox22.so-net.ne.jp

【設備概要】

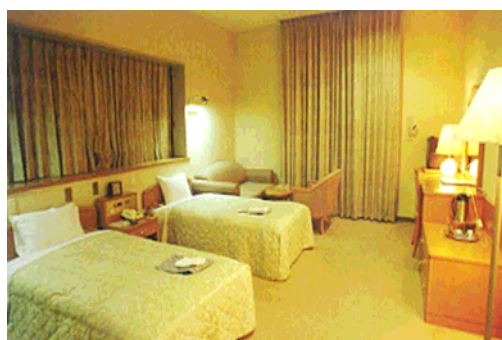
設 備	詳 細	定 員	利 用 料 金 等
宿泊室 (33室)	・和室(1～4名) 8室 ・洋室シングル 8室 ・洋室ツイン 17室		・障害者 4,500円～ ・健常者 6,000円～
研修室 (2室)	・大研修室 ・中研修室	240名 45名	・障害者(団体) 17,600円～ ・健常者(団体) 22,000円～
会議室 (7室)	・大会議室 ・中会議室 ・小会議室(2室) ・特別会議室 ・会議室A ・会議室B	70名 50名 10～20名 25名 12名 12名	※利用時間 9:00～21:00
その他	・体育館、トレーニング室 ・レストラン(定員36名) ・駐車場(障害者用15台)		

障害者福祉関係の各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等を提供しています。(どなたでも利用可)

空き状況や詳細な利用料金等については、ホームページをご確認下さい。



＜大研
修室＞



＜洋室ツイン＞

＜大研

全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL:03-3204-3611 FAX:03-3232-3621

事業内容

養成研修 情報提供・啓発 相談事業
障害者の健康づくりと社会参加支援を支援を目的とした研修会の開催及び情報誌の発行、各種相談事業の実施。

教養文化・地域交流事業
障害者の書道・写真全国コンテスト、地域社会との交流を図るための行事の開催。

スポーツ・レクリエーション
スポーツ教室の開催及び体育館の優先使用の便宜

社会参加するための施設提供事業
研修室・会議室の提供、研修会参加等への提供並びに体育館施設等の提供。

館内案内

3, 4階

宿泊室・・・和室 8室 32人
洋室 シングル 8室 8人
ツイン 17室 34人

和室教養室
浴室(男性3階、女性4階)ランドリー室(3階)

2階

大研修室	定員	240名
中研修室	定員	45名
大会議室	定員	70名
中会議室	定員	50名
小会議室	定員	10名
特別会議室	定員	25名

1階

フロント 相談室 レストラン 体育館
小会議室 定員 20名

地階

トレーニング室 理容室 美容室
会議室A・B 定員 各12名
駐車場

料金のご案内

| [研修室・会議室](#) | [宿泊室](#) | [体育施設](#) | [レストラン](#) | [宴会](#) |

ご案内

0000252523

最新のお知らせ

NEW 平成22年度 第2回 「個別支援計画」作成および運用に関する研修会
グループ演習結果を掲載しました！！

NEW 耐震改修工事のお知らせ (2010.6.7)



NEW 館内でインターネットをご利用いただけるようになりました。
3・4階客室、1階エントランスホール、2階ロビーにて無線LANでインターネットをご利用いただけます。
[詳しくはこちら](#)

更新情報

- ・ [宿泊施設空き状況](#)
- ・ [研修・会議室空き状況](#)
- ・ [日替りランチ](#)

- ・ 『自立支援協議会』関連事業のページ

NEW [【マニュアル等書籍】](#) [【運営連絡会議資料】](#)

- ・ 『体育館の利用時間を拡大しました』
- ・ 『障害者福祉センター等全国連絡協議会』

研修会

NEW 平成22年度 第3回 『個別支援計画』作成および運用に関する研修会
要項・カリキュラム・申込書を掲載！！

情報誌

最新号掲載中
バックナンバーも掲載中

書道・写真コンテスト

NEW 第25回 結果速報を掲載しました！

【モバイル！】
第25回 結果速報 公開中

相談室

お気軽にお越し下さい
次回の無料法律・年金相談は
2月9日(水)です

スポーツ教室

平成22年10月～平成23年3月
新規会員募集中！ヨガ教室など

[交通機関](#) [地図](#)

ステキな旅を お手伝いします



戸山サンライズ

検索

<http://www.normanet.ne.jp/~www100006>

修学

東京の中心地に
立地しており
様々な観光地へ
好アクセス！

特別食(きざみ・
アレルギー対応)
のご要望に
おこたえます！

大浴場を
貸し切りで
ご利用
いただけます！

旅行

シングル (28㎡)、ツイン (32㎡)、
和室 (10畳) のバリアフリー設備の整った
お部屋でおくつろぎください！



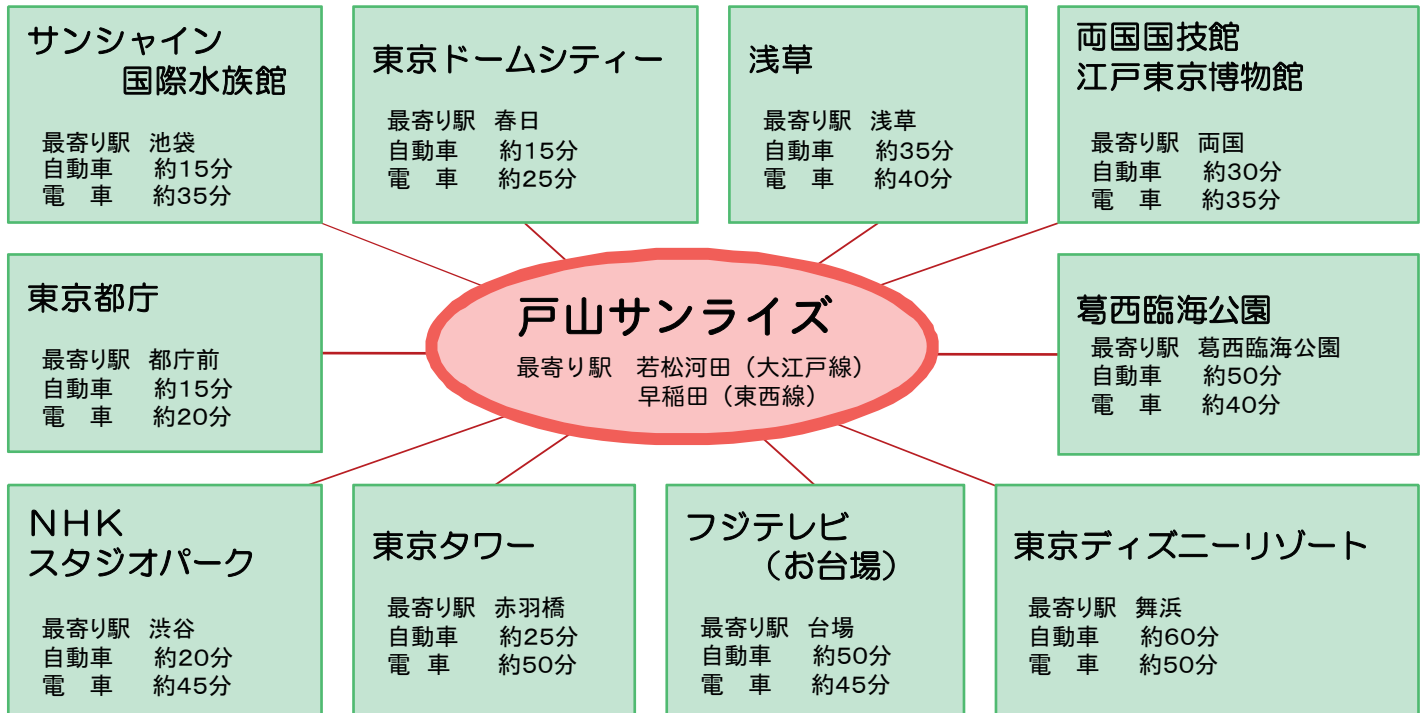
全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

☎: 03-3204-3611

E-mail: gyomubu@abox3.so-net.ne.jp

（担当 友末）

各観光地へ



※ここに掲載している所要時間はあくまでも目安です。
実際の交通状況等により前後することがありますのでご注意ください。

ご予約について

- ご予約はご利用1ヶ月前の1日午前9時からの開始となります。
例：平成21年11月のご予約をご希望される場合
平成20年12月1日午前9時より受付を開始いたします。
(予約が殺到するため、一時的に回線が繋がりにづらくなる場合がありますのでご了承ください。)
- 予約専用番号（03-3204-3606）までお電話ください。
なお、予約受付開始日は代表電話番号でのご予約はお受けしておりません。
- 上記の日以外のご予約は代表電話番号（03-3204-3611）までお電話ください。

戸山サンライズ Q&A ~よくあるご質問~

- Q. きざみ食はどの程度細かくすることができますか？
A. 右の写真のとおり2種類の細かさをご指定いただけます。
この他、ご希望がございましたらお申し付けください。
- Q. お支払い方法は現金のみですか？
A. 当日お支払い頂く場合は、現金のみのお取り扱いとなります。
大変申し訳ございませんが、クレジットカードでのお支払いはお受けしておりません。
お振り込みをご希望の場合は、後日請求書をお送りいたします。
- Q. 近くに病院がありますか？
A. はい。国立国際医療センター、東京女子医大病院には救急外来があります。
- Q. 事前に宅急便で荷物を送ることができますか？
A. はい。宿泊の日付・ご住所・お名前等を明記のうえ、お送りください。
返送につきましても、フロントにて承ります。



(4) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、国が設置し、社会福祉法人日本肢体不自由児協会に運営事業を委託している。

同センターは、心身に障害をもった子どもたちのための総合的な医療療育相談機関として、

- ・肢体不自由児施設「整肢療護園」
- ・重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
- ・各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う「外来療育部門」
- ・専門職員に対する研修や調査研究を行う「研修・研究部門」

を設置している。

【研修・研究部門】

同センターにおいては、全国の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等に関わる職員等として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方よろしく願います。

(参考資料：2 平成23年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画(案) (4) 心身障害児総合医療療育センターを参照。)

【連絡先】 心身障害児総合医療療育センター 研修・研究部 療育研修所
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
TEL 代表：03-3974-2146 直通：03-5965-1136
FAX 03-3959-7648
URL <http://www.ryouiku-net.com/>

2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としており、この目的を達成するために、平成20年度から平成24年度までの5年間の第2期中期目標期間と定め、的確な業務運営に努めているところである。

平成22年度においては、第2期中期目標期間の3か年目として、施設利用者の地域生活への移行や、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援及び福祉の支援を必要とする刑務所等矯正施設を退所した障害者の地方生活移行のためのモデル的支援などに取組んでいるところである。

平成23年度においても、引き続き、地域生活への移行の推進や調査・研究等に取り組んでいくこととしているので、管内の市町村及び知的障害関係施設等の関係者への周知方をお願いする。

(1) 地域生活への移行の推進について

第2期中期目標の主要課題として、施設利用者の地域への移行を積極的に推進することとし、目標期間の最終年度である平成24年度末までに、施設利用者数について、独法移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減することを定めている。

施設利用者の地域生活への移行については、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本に実施している。

これまでに、第1期中期目標期間中（平成15年10月～平成19年度）に計44名、第2期中期目標期間中に60名（平成23年2月1日現在）の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所し、地域生活に移行しているところである。

こうした成果は、施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であることから、引き続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いする。

(参考資料：3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧を参照。)

(2) 調査・研究等の実施について

① 調査・研究について

第2期中期目標期間における調査・研究として、重度知的障害者の地域生活への移行や行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取り組むこととしている。

これらの調査・研究により得られた成果については、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要を都道府県・指定都市や関係機関等へ配布するとともに、のぞみの園ホームページにおいて、情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内市町村及び施設等への周知をお願いする。

(平成22年度の主な調査・研究)

- ア 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
- イ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラムの開発に関する研究
- ウ 重度・高齢知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- エ 行動障害を有するなど支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究
- オ 社会福祉士実習プログラム開発に関する研究
- カ 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究 等

※上記調査・研究結果については、のぞみの園ホームページに平成23年6月を目途に掲載予定。

② 養成・研修について

第2期中期目標期間における養成・研修については、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めているところであり、管内市町村及び施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成23年度についても、セミナー等を開催する予定としており、日程等が決定次第、のぞみの園から関係自治体や関係施設あてお知らせさせていただくとともに、のぞみの園ホームページにおいても公表することとしているので、開催の際は、関係者への周知方よろしく願います。

③ 援助・助言について

知的障害者の支援に関し、障害者支援施設等の求めに応じて、援助及び助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方よろしく願います。

【主な援助・助言項目】

- ア 利用者の個別支援計画における評価の仕方及び目標設定の考え方
- イ 重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術
- ウ 自閉症・発達障害者の支援に対する支援技術

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先

ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL. 027-320-1602

【調査・研究について】

企画研究部研究課 : TEL. 027-320-1445

【養成・研修について】

企画研究部企画研修課 : TEL. 027-320-1367

【援助・助言について】

事業調整部サービス調整室 : TEL. 027-320-1562

FAX : 027-(320)-1460

e-mail : webmaster@nozomi.go.jp

受付日 : 月曜日～金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

<参 考 资 料>

1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

施設名	所在地	利用定員等 (名)
国立障害者リハビリテーションセンター http://www.rehab.go.jp/ TEL 04-2995-3100 (代表) ・利用相談：総合相談課 (内2211~2214) FAX:04-2992-4525 ・病院受診：医事管理課 (内3152) FAX:04-2996-3074 ・センター見学：企画課 (内2147) FAX:04-2995-3661 ・発達障害情報支援センター (内2593) http://www.rehab.go.jp/ddis/ ・高次脳機能障害情報・支援センター(構築中)	〒359-8555 埼玉県所沢市 並木4-1	自立支援局 就労移行支援 100 就労移行支援 (養成施設) 170 自立訓練 (機能訓練) 40 自立訓練 (生活訓練) 20 病院 病床数 (病床数) 200 研究所 研究部 7部 発達障害情報センター 学院 養成学科 5学科 230 研修課程 19コース 1,295
国立光明寮 (視力障害センター)		
函館視力障害センター http://www.hakodate-nhb.go.jp/ TEL 0138-59-2751 (代表) FAX 0138-59-4383	〒042-0932 北海道函館市 湯川町1-35-20	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
塩原視力障害センター http://www.shiobara-nhb.go.jp/ TEL 0287-32-2934 (代表) TEL 0287-32-3604 (利用相談) FAX 0287-32-2941	〒329-2921 栃木県那須塩原市 塩原21-1	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
神戸視力障害センター http://www.kobe-nhb.go.jp/ TEL 078-923-4670 (代表) FAX 078-928-4122	〒651-2134 兵庫県神戸市 西区曙町1070	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
福岡視力障害センター http://www.fukuoka-nhb.go.jp/ TEL 092-806-1361 (代表) FAX 092-806-1365	〒819-0165 福岡県福岡市 西区今津4820-1	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
国立保養所 (重度障害者センター)		
伊東重度障害者センター http://www.ito-nrh.go.jp/ TEL 0557-37-1308 (代表) TEL 0557-52-4183 (利用相談) FAX 0557-36-0571	〒414-0054 静岡県伊東市 鎌田222	自立訓練 (機能訓練) 70
別府重度障害者センター http://www.beppu-nrh.go.jp/ TEL 0977-21-0181 (代表) TEL 0977-21-0182 (利用相談) FAX 0977-21-2794	〒874-0904 大分県別府市 南荘園町2組	自立訓練 (機能訓練) 70
国立知的障害児施設		
秩父学園 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/ TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253	〒359-0004 埼玉県所沢市 北原町860	学園 入園生定員 100 保護指導職員養成所 養成部 2課程 40 研修部 13コース 1150

2 平成23年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画（案）

（1）国立障害者リハビリテーションセンター学院

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	<前期> 7月20日(水)～7月22日(金) <後期> 9月28日(水)～9月30日(金)	6日	76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	10月19日(水)～10月21日(金)	3日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	<前期> 8月10日(水)～8月12日(金) <後期> 12月7日(水)～12月9日(金)	6日	100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	<第1回> 8月3日(水)～8月5日(金) (会場：国立障害者リハビリテーションセンター)	3日	20名
			<第2回> 2月8日(水)～2月10日(金) (会場：神戸視力障害者センター)	3日	20名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所長及び更生相談所長が推薦する職員	11月17日(木)～11月18日(金)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長が推薦する者	8月24日(水)～8月26日(金)	3日	10名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月 5日(水)～10月 7日(金)	3日	20名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	11月 9日(水)～11月11日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	障害者の心理専門職業に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長が推薦する者	9月 7日(水)～ 9月 9日(金)	3日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し、所属長が推薦する者	11月30日(水)～12月 2日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の訓練に携わっている者に、視覚障害者の生活全般に関する最新の訓練の情報や知識を提供することにより、訓練技術の向上を図ることを目的とする。	(1)都道府県・指定都市及び中核市又は障害者支援施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長が推薦する者 (2)国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害生活訓練専門職員養成課程又は視覚障害学科を卒業した者 (3)視覚障害生活訓練指導員研修等視覚障害者に対する訓練指導員を養成する研修を修了した者	5月25日(水)～ 5月27日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長が推薦する者	10月26日(水)～10月28日(金)	3日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長が推薦する者	8月29日(月)～9月2日(金)	5日	20名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要とする専門的技術を習得させることを目的とする。	障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長が推薦する者	1月31日(火)～2月3日(金)	4日	60名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字・盲ろう用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長が推薦する者	<前期> 6月6日(月)～6月10日(金) <後期> 11月14日(月)～11月18日(金)	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者等を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者及び今後希望する者(現在補助犬育成に関わる人材養成を目的としている専門学校等の学生等を含む。)で、所属長が推薦する者。	2月13日(月)～2月17日(金)	5日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長が推薦する者	7月6日(水)～7月8日(金)	3日	200名
相談支援従事者指導者養成研修会	都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)相談支援従事者 現に相談支援に従事している者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者 (2)都道府県等職員であって、「相談支援従事者研修」を担当している者	6月22日(水)～6月24日(金)	3日	207名
サービス管理責任者指導者養成研修会	都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)「サービス管理責任者研修」において企画立案・運営又は講師として携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者であって、サービス管理責任者の要件を満たす者(235名) (2)「サービス管理責任者研修」を担当している都道府県職員であって、原則として、企画立案・運営又は講師の役割を担う者(47名) (3)国立更生援護機関職員であって、サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、かつ所属長が推薦する者(10名)	9月14日(水)～9月16日(金)	3日	292名

※上記の研修会実施計画(案)は都合により変更することがあります。

(2) 秩父学園附属保護指導職員養成所

1. 職種・キャリア別研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
指導員・保育士コース ＜基本コース＞	知的障害・発達障害関係施設で働いている職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 基本コースでは、特に通常の生活における基本的な支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員（看護師も含む）	6月6日（月） ～6月10日（金）	5日	70名
指導員・保育士コース ＜応用コース＞	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 応用コースでは、特に処遇困難事例への対応、ケアマネジメント、就労支援など、より高度な知識とスキル習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員（看護師も含む）	8月8日（月） ～8月12日（金）	5日	70名
自閉症子育て支援セミナー	自閉症及びその他発達障害のある子どもを持つ家族や発達障害関係職員、保育士、教職員等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症及びその他発達障害のある子どもを持つ家族、発達障害関係職員、保育士、教職員等	<第1回> 5月28日（土）	1日	100名
			<第2回> 11月12日（土）	1日	100名
医療・健康管理コース	知的障害・発達障害児者の特性について理解し、医療の果たす役割、留意点についての知識を深めるとともに相互討論を通じて職員の資質の向上に寄与することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師等医療従事者	7月4日（月） ～7月8日（金）	5日	70名
施設運営管理コース	施設運営に関する専門的な講義、演習を行い、施設長の資質向上を図り、施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。	知的障害関係施設の施設長及び運営管理に携わる職員	8月24日（水） ～8月26日（金）	3日	70名
新任職員コース	知的障害・発達障害関係施設の職員として必要な基礎知識、援助技術の習得を目的とする。また参加者の情報交換を行う。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事する経験2年未満の職員	9月5日（月） ～9月9日（金）	5日	70名

2. テーマ別研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
自閉症入門コース	自閉症・児者の特性を理解し、基本的知識、課題行動への対応方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事している者	7月20日（水） ～7月22日（金）	3日	70名
行動障害コース	行動障害について基礎的な知識・理解を深め、対応方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及び児童相談所・知的障害者更生相談所職員（看護師も含む）	12月14日（水） ～12月16日（金）	3日	70名
地域移行支援コース	地域生活移行支援についての基本的な考え方を学び、地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事している者、及び知的障害者更生相談所職員	2月22日（水） ～2月24日（金）	3日	70名
自閉症トレーニングセミナー	自閉症の特性を理解し、支援方法の実践トレーニングを行い、支援方法の習得を目的とする。	全国の自閉症支援に係わる福祉施設職員、保育士、教職員	<第1回> 10月13日（木） ～10月14日（金）	2日	20名
			<第2回> 2月18日（土） ～2月19日（日）	2日	20名

3. 発達障害関係研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
発達障害者支援センター	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に育技術およびその家庭に対する支援方法等について研修を行う。	各センターにおいて現に発達障害する支援等に従事している者で、所属長の推薦する者	<第1回> 調整中	調整中	70名
			<第2回> 調整中	調整中	70名
発達障害関係職員研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員、もしくは自治体が推薦する職員に対して、市町村で実施する「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員を養成する技術について研修を行い、巡回支援を行うための体制の整備、充実に資することを目的とする。	市町村（政令指定都市、中核市、特別区を含む）が実施する「巡回支援専門員整備事業」に従事する専門員を養成する各センターの職員であって、所属長の推薦する者、もしくは各都道府県の推薦がある者	<第1回> 調整中	調整中	70名
			<第2回> 調整中	調整中	70名

4. 知的障害者更生相談所職員研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
平成23年度 知的障害者更生相談所 知的障害者福祉司等 実務研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害者福祉司等）に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を講義や演習を通して習得させることにより、知的障害者更生相談所の業務の充実を図り、もって知的障害者福祉の一層の向上に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所職員	11月30日（水） ～12月2日（金）	3日	70名

※上記の各研修会は、諸事情により日程及び研修コース名等を変更する場合があります。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

研修会名		目的	受講資格	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援従事者研修会		障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<第1回> 7月12日（火） ～7月15日（金）	4日	100名	
				<第2回> 11月8日（火） ～11月11日（金）	4日	100名	
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会		個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、今後計画作成に関わる予定の者。	<第1回> 9月17日（土） ～9月18日（日）	2日	70名	
				<第2回> 1月28日（土） ～1月29日（日）	2日	70名	
				<第3回> 3月3日（土） ～3月4日（日）	2日	70名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等の新任職員（異動による新任を含む）。	6月8日（水） ～6月10日（金）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等のOT、PT、スポーツ指導員、看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月11日（火） ～10月13日（木）	3日	70名	
障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：兵庫県）	9月29日（木） ～9月30日（金）	2日	50名	
				2月16日（木） ～2月17日（金）	2日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者サービス コーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 6月21日(火) ～6月24日(金)	4日	100名	
	地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 12月16日(金) ～12月18日(日)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<ベーシックコース> 9月9日(金) ～9月11日(日)	3日	50名	
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 1月13日(金) ～1月15日(日)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に合った運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校等の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月2日(火) ～8月5日(金)	4日	100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4) 心身障害児総合医療療育センター

《保育士・指導員等職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
重症障害児(者)療育職員講習会	重症障害児(者)施設に勤務する保育士、児童指導員、介護福祉士、療育員等で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の習得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	6月27日(月) ～7月1日(金)	5日	60名
肢体不自由児・重症障害児(者)等療育職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設、その他の療育施設で、直接療育に従事している療育職員(保育士、指導員等)に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設において肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	11月14日(月) ～11月18日(金)	5日	60名
幼児通園療育職員講習会	障害児特に重度・重複障害をもつ幼児を中心に、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。さらに「自閉性障害」など情緒・対人関係・行動面での配慮が必要とされる幼児への対応にも触れる。	幼児通園療育に携わる療育職員(保育士・児童指導員等)	1月23日(月) ～1月27日(金)	5日	40名

《医療関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
重度・重症児(者) 医療・療育(基礎)講習会	各種の療育施設等で、重度・重症児(者)の医療・療育・介護に携わっている職員に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく日常介護の具体的方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員(基礎的な内容になります。摂食指導が入ります)	5月17日(火) ～5月20日(金)	4日	60名
			12月6日(火) ～12月9日(金)	4日	60名
			2月14日(火) ～2月17日(金)	4日	60名
看護指導者講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設に勤務する病棟師長、主任看護師で、療育に従事すると同時に指導者の役割を担っている職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の病棟師長・主任看護師	5月24日(火) ～5月27日(金)	4日	60名
重症障害児(者)・肢体不自由児等看護師講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に勤務する看護師及び准看護師で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導があります)	6月20日(月) ～6月24日(金)	5日	60名
重症障害児(者)医療看護師講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)のケアに携わっている看護師・准看護師に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく看護の具体的方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	7月8日(金) ～7月10日(日)	3日	60名
			1月19日(木) ～1月21日(土)	3日	60名
東京コース(2011年度)ボバースアプローチ8週間講習会	脳性麻痺児の神経発達学的アプローチを修得し、併せて関連分野の基礎知識を学ぶことを目的とする。	PT. OT. ST. 医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	9月5日(月) ～10月28日(金)	54日	24名
肢体不自由及び重症心身障害の児童に関わる看護師講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等に勤務する看護師及び准看護師に対し、療育に必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由・重症心身障害のある児童の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導・ペアレントトレーニングが入ります)	11月8日(火) ～11月11日(金)	4日	40名
重症障害児(者)医療講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師を対象とする。重症児(者)の医療・療育内容のさらなる向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月10日(土) ～3月11日(日)	2日	60名

《摂食指導に携わる職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児（者）、特に脳性麻痺児への摂食指導に携わっている職員に必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月26日（火） ～4月27日（水）	2日	60名
			7月12日（火） ～7月13日（水）	2日	60名
			8月30日（火） ～8月31日（水）	2日	60名
			12月20日（火） ～12月21日（水）	2日	60名
			2月21日（火） ～2月22日（水）	2日	60名
			3月13日（火） ～3月14日（水）	2日	60名

《給食関係職員向け》

給食関係職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に勤務する栄養士及び調理師等に障害児（者）に対する栄養指導・調理技術及び給食内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設及び関連施設に勤務し給食関係業務に携わる職員	6月16日（木） ～6月18日（土）	3日	40名
-----------	---	---	-----------------------	----	-----

《相談関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
ペアレントトレーニング講習会	各種療育施設において「発達障害児」の相談支援に携わり、ペアレントトレーニンググループを運営しようとする職員（心理士、福祉士、児童指導員、看護師、教育相談等）に対し、「ペアレントトレーニング」の知識の修得とグループ運営技術を身につけることを目的とする。	療育相談機関（療育施設・保健所・学校等）で発達障害児に関わる職員	8月24日（水） ～8月25日（木）	2日	30名
福祉相談関係職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児（者）施設、及び関連機関の福祉相談関係職員に対し、療育に必要な知識の取得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児・重症心身障害児（者）の福祉相談関係業務に携わる職員	1月16日（月） ～1月18日（水）	3日	40名

3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧

平成23年2月1日 現在

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
北海道 (7)	札幌市 南区	1	
	帯広市	1	
	北見市	1	
	苫小牧市	1	
	伊達市	1	
	江差町	1	
	土幌町	1	
岩手県 (4)	花巻市	1	
	北上市	1	
	奥州市	1	
	大槌町	1	
秋田県 (1)	五城目町	1	
山形県 (2)	山形市	1	
	飯豊町	1	
福島県 (1)	郡山市	1	
茨城県 (10)	水戸市	2	
	日立市	1	
	土浦市	2	
	結城市	1	
	常陸太田市	1	
	高萩市	1	
	筑西市	2	
	栃木県 (14)	宇都宮市	3
		足利市	2
		栃木市	2
鹿沼市		1	
小山市		1	
大田原市		1	
壬生町		1	
岩舟町		1	
塩谷町		1	
那須町		1	
群馬県 (18)	前橋市	5	
	高崎市	4	
	太田市	2	
	藤岡市	1	
	安中市	2	
	神流町	2	
	みなかみ町	1	
	中之条町	1	
	埼玉県 (34)	さいたま市 北区	3
〃 桜区		1	
〃 南区		1	
川越市		2	
熊谷市		1	
川口市		2	
所沢市		1	
東松山市		1	
春日部市		2	
狭山市		1	
羽生市		2	

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
埼玉県	鴻巣市	1	
	深谷市	1	
	草加市	1	
	入間市	2	
	北本市	1	
	三郷市	1	
	坂戸市	1	
	吉川市	1	
	ふじみ野市	1	
	三芳町	1	
	小川町	2	
	吉見町	1	
	鳩山町	1	
	寄居町	1	
	宮代町	1	
	千葉県 (35)	千葉市 中央区	4
		〃 花見川区	3
		〃 美浜区	2
		銚子市	2
		市川市	6
船橋市		4	
松戸市		2	
野田市		1	
佐倉市		1	
柏市		2	
八千代市		3	
鴨川市		1	
浦安市		1	
八街市	1		
匝瑳市	1		
睦沢町	1		
東京都 (83)	港区	1	
	新宿区	2	
	文京区	1	
	台東区	2	
	墨田区	2	
	江東区	1	
	品川区	3	
	目黒区	3	
	大田区	3	
	世田谷区	5	
	渋谷区	1	
	杉並区	2	
	豊島区	4	
	北区	5	
	荒川区	2	
	板橋区	3	
	練馬区	6	
	足立区	7	
葛飾区	2		
江戸川区	4		
八王子市	3		
立川市	1		

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
東京都	武蔵野市	2	
	三鷹市	3	
	青梅市	1	
	府中市	1	
	昭島市	2	
	調布市	1	
	小金井市	1	
	日野市	1	
	東村山市	1	
	国分寺市	2	
	東大和市	1	
	東久留米市	3	
	瑞穂町	1	
	神奈川県 (26)	横浜市 鶴見区	1
横浜市 神奈川区		1	
横浜市 保土ヶ谷区		1	
横浜市 金沢区		1	
横浜市 港北区		2	
横浜市 緑区		1	
横浜市 瀬谷区		3	
川崎市 高津区		1	
川崎市 多摩区		1	
平塚市		1	
藤沢市		2	
小田原市		1	
相模原市 緑区		2	
相模原市 中央区		2	
秦野市		1	
厚木市		2	
大和市		1	
座間市		1	
南足柄市		1	
新潟県 (22)		新潟市 中央区	1
	新潟市 江南区	1	
	長岡市	9	
	三条市	3	
	柏崎市	1	
	小千谷市	1	
	燕市	1	
	佐渡市	1	
	魚沼市	1	
	南魚沼市	3	
	富山県 (4)	富山市	1
		滑川市	2
入善町		1	
石川県 (4)	金沢市	2	
	七尾市	1	
	加賀市	1	
山梨県 (6)	甲府市	2	
	大月市	1	
	北杜市	1	
	富士川町	1	
	南部町	1	
長野県 (3)	佐久市	2	
	北相木村	1	

都道府県 (人数)	市区町村	人数
岐阜県 (4)	岐阜市	1
	多治見市	1
	恵那市	1
	郡上市	1
静岡県 (10)	浜松市 天竜区	1
	三島市	2
	掛川市	1
	藤枝市	1
	裾野市	1
	湖西市	1
	伊豆の国市	1
	川根本町	1
	森町	1
	愛知県 (7)	名古屋市 西区
名古屋市 南区		2
一宮市		1
瀬戸市		2
弥富市		1
三重県 (2)	伊勢市	1
	御浜町	1
滋賀県 (2)	彦根市	1
	東近江市	1
京都府 (2)	綾部市	1
	精華町	1
大阪府 (6)	大阪市 天王寺区	1
	大阪市 城東区	1
	高槻市	1
	守口市	2
	八尾市	1
兵庫県 (7)	神戸市 灘区	1
	神戸市 長田区	1
	西宮市	1
	相生市	1
	豊岡市	1
	赤穂市	1
	宝塚市	1
和歌山県 (2)	和歌山市	1
	紀の川市	1
鳥取県 (3)	鳥取市	1
	八頭町	1
	琴浦町	1
島根県 (5)	松江市	1
	出雲市	2
	雲南市	2
岡山県 (2)	岡山市 中区	1
	岡山市 東区	1
広島県 (6)	広島市 中区	1
	広島市 東区	1
	広島市 安佐北区	1
	三原市	1
	尾道市	1
徳島県 (1)	阿南市	1
香川県 (3)	丸亀市	2
	小豆島町	1

都道府県 (人数)	市区町村	人数
愛媛県 (2)	今治市	1
	伊方町	1
高知県 (2)	高知市	1
	土佐町	1
福岡県 (2)	北九州市 小倉南区	1
	大牟田市	1
佐賀県 (1)	小城市	1
大分県 (2)	大分市	2
宮崎県 (2)	宮崎市	2
鹿児島県 (1)	いちき串木野市	1

合計	都道府県	39
	市町村	205
	入所利用者数 (入所利用者中、有期限者5名)	348

